

別添

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校校舎及び寄宿舎清掃業務仕様書

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校校舎及び寄宿舎清掃業務については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従って実施するものとする。

なお、この仕様書に示されていない事項であっても、現場の実情に応じ、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（以下「甲」という。）の美観又は建物の管理上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で受注者（以下「乙」という。）はこれを実施するものとする。

1 業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 清掃作業基準仕様

(1) 作業概要

ア 床面洗浄作業

塗装床面上を真空掃除機、またはそれに相当する機材で除塵を行い、その後ポリッシャー、デッキブラシ等で洗浄し、水拭き仕上げをする。

イ 床面洗浄ワックス塗布作業

ビニルシート・フローリング床上をダスターモップ、または真空掃除機で除塵の後、床用洗剤とポリッシャーにより汚れを除去し、水拭きで洗剤成分を拭き取った後、ワックス塗布を行う。ワックスは全館ノンスリップワックスを使用する。

また、ワックスの経年劣化による黄変、擦過傷等により著しく美観が損なわれた場所、床面の維持管理が困難と判断した場所には、ワックス剥離作業を実施し、再塗布を行う。剥離作業の実施場所については、面積は年間で100㎡以内とし、作業前打ち合わせ時に別途指示するものとする。

ウ カーペットクリーニング

真空掃除機による除塵後、汚れの程度に応じた手法を用い、スクラブパッド洗浄、またはシャンプー洗浄と濯ぎ洗い機を併用した作業を行う。

また、カーペット上に付着したシミ・固着物についてはシミ取り剤を使用し除去する。ただし、時間経過によりパイル繊維深部に染み込んだ除去不可能な汚れについてはこの限りでない。

エ 全館窓ガラス・サッシ枠・サッシレールクリーニング

ガラス面に付着した汚れを、専用洗剤を塗布し除去した後、ガラススクイジーを使用して仕上げる。スクイジー作業の困難な外面高所等の作業においては、専用資材を用いて洗い流す方法と高所作業車により仕上げる。

サッシ枠・レールは堆積した埃等をサッシ刷毛を使用し除去した後、湿式ウエスにより仕上げる。

オ トイレ・浴室清掃

トイレブース内の便器、洗面台等の衛生陶器類に付着した石鹼カス・尿石を専用洗剤を使用し除去した後、十分に洗い流し仕上げる。

浴室内の浴槽、天井、壁、金物等に付着した石鹼カス・皮脂汚れを、必要に応じて専用洗剤を使用し洗い流す。また、浴室内全体のカビの発生状況に応じて、カビ取り剤を使用し除去する。

ただし、時間経過によりカビが内部まで侵食している部分についてはこの限りでない。

カ グリストラップ清掃（毎月1回、4月を除く）

グリストラップは、校舎と寄宿舎浮上油を回収し、沈殿しているヘドロをすくい取り、槽や管の周囲に付着した脂分を取り除く。

キ レンジフード等（食品衛生実習室厨房、寄宿舎厨房）の清掃

換気扇、換気孔、レンジフードは洗剤で汚れを取り、水拭きをする。エアーカーテンは薄めの洗剤で汚れを取って水拭きをし、フィルターのエを取り除く。

ク エアコンフィルター清掃（年2回）

エアコンフィルターは水洗いの後、乾燥させ備え付ける。

ケ 害虫防除作業（寄宿舎厨房、ランチルーム、食品衛生実習室・年2回）

寄宿舎厨房、ランチルーム、食品衛生実習室の害虫防除を行う。1回目は燻蒸式により行い、2回目は殺虫剤を噴霧する方法で行う。実施日、実施時間は甲と協議して決定すること。

コ ランチルーム梁清掃（年1回）

ランチルームの梁の汚れを取り、乾布で拭きとる。

サ 貯水槽清掃等業務（年1回）

受水槽、高架水槽（FRP製）の設備点検、清掃及び水質検査（飲用適否）

（ア）槽内排水後、槽内設備機器の点検を行った後、清掃を行うこと。

（イ）貯水槽内の沈殿物及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。

（ウ）貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行うこと。

（エ）清掃作業終了後、残留塩素の濃度の測定、濁度、色度、味、臭気の検査を行うこと。

（オ）清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき適切に処理すること。

（カ）水質検査用の検体は、（財）鳥取県保健事業団に提出し、飲料水検査成績書を甲へ提出すること。

（キ）清掃の結果、水が出なくなる等の不具合が生じた場合は、受注者の責任において復旧すること。

（ク）貯水槽清掃は、夏季（7月～8月）に実施すること。

(2) 使用材料

作業に使用する材料は、すべて清掃箇所に適合したものをを用いること。

3 作業人員の配置

乙は、作業を行う人員の配置に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 作業工程に支障が生じることのないよう、適切な数の作業従事者を配置し、作業の疎漏、遅滞等がないようにすること。

(2) 作業従事者には、受注者の雇用保険に加入している障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）を1名以上配置すること。

(3) 作業人員配置内訳表（仕様書様式）を作成し、作業開始の前日までに甲に提出すること。なお、提出に当たっては、障がい者である旨を記載することについて、障がい者である者の同意を得ておくこと。

(4) 甲が必要と認めるときは、作業人員配置内訳表に記載された障がい者である者について、障がい者であることが確認できる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、又は障害者職業センター等の公的判定機関で障がい者と判定された旨を証する書類の写し等）の提示を求められる場合があること。なお、障がい者であることが確認できる書類を甲の担当者に提示する場合は、当該書類の提示について障がい者である者の同意を得ておくこと。

4 作業行程

(1) 清掃作業の行程は、別紙1鳥取県立琴の浦高等特別支援学校清掃作業基準表（以下「基準表」という。）及び別紙2年間行事予定により清掃作業実施計画表を作成すること。なお、年2回の作業は原則として夏季（7月～8月）及び冬季（12月～3月）に実施するよう計画すること。また、年1回の箇所は、9月末までに作業を終えること。

(2) 乙は、作業開始1ヶ月前までに清掃作業実施計画表を作成し、甲の承認を得ること。作業終了後は作業実施表を甲に提出すること。

(3) 貯水槽清掃終了後、速やかに貯水槽清掃報告書、業務内容が確認できる写真及び飲料水検査報告書各1部を甲に提出すること。

(4) 半年ごと（上半期又は下半期）の業務を完了したときは、その日から30日以内に業務完了届を甲に提出すること。

5 作業に当たって留意すべき事項

乙は、作業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 建物、工作物、器具、備品等に損害を与えたとき、又は棄損を発見したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けること。
- (2) 作業は、学校運営に支障を与えないこと。実施日、実施時間及び実施内容等をあらかじめ甲と協議して決定する打ち合わせ会をもつこと。
- (3) じんあいを発散させないこと。
- (4) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。
- (5) 不衛生な処置をとらないこと。
- (6) 寄宿舍厨房清掃の際は、従業員用トイレを使用しないこと。

6 その他

この仕様書は契約締結日以後、必要の都度、甲と乙が協議の上、随時改定する。

(仕様書様式)

作業人員配置内訳表

	氏名	障がい者	雇用保険 加入の有無	備考
1				作業責任者
2				
3				
4				
5				
6				

*障がい者・雇用保険の欄は、対象者に○を記すこと。

*作業責任者については、備考欄に緊急連絡先（携帯番号等）を記入すること。

上記のとおり、作業人員を配置します。

令和 年 月 日

(業者名)

(代表者職氏名)

印